

平成24年第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成24年4月20日(金) 午後1:30~午後2:25
2. 開催場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠員
〃	2	村下 健治
〃	3	工藤 昭治
〃	4	前山 勝造
〃	5	小坂 敏
〃	6	小澤 守昭
〃	7	佐藤 光男
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (1人)

8番 川代 恵則

5. 会議書記

事務局長 熊谷 誠悦
事務局 総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定

日程第4 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第17号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

日程第7 議案第18号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について

7. 会議の概要

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、3番 工藤 昭治 君 お願いします。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
議 長	<p>定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 5 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と 言うことでご異議ありませんか。異議なしの声あり</p> <p>それでは議事録署名委員には、3 番工藤 昭治 君 並びに 4 番 前山 勝造君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(諸般の報告について朗読と説明)</p>
議 長	<p>次に日程第 3、議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。</p> <p>なお、議案第 14 号については、3 番 工藤委員が利用権を移転する者となっておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(工藤委員退席) それでは、受付番号 3 号について審議付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長</p>
事務局	<p>P2 から P4 になります。議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により下記の農地利用集積計画の決定について意見を求める。</p> <p>平成 24 年 4 月 9 日付けで新郷村長より農地利用集積計画の決定について意見を求められているもので整理番号 24 の 3 号で農地の所在、地目、面積、利用券権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、利用目的は畑であり設定期間は 7 年で農地利用集積円滑化団体による所有者代理事業による賃貸借権の設定であります。P3 と P4 に利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>現地の利用状況は、申請地及び隣接する借受人の農地並びに周辺農地は山林であり、借受人が隣接の申請地を集積することにより、経営規模の拡大と農地の効率的利用が図られるもので</p>

	あり、借受人の経営状況から見ても、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる、農用地すべての効率的利用や、農作業への常時従事など、各要件を満たしていると判断されますので、承認して差し支えないものと考えます。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の 2 番 村下委員から報告を求めます。
村下委員	議案第 1 4 号の現地調査の結果を報告します。 議案第 1 4 号の申請地は、現在は耕作されていない状況ですが、地目は田であります。借り受け後は畑として耕作を予定しているということであり、周辺農地への支障は無いと思います。また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第 1 4 号の、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について申請のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。よって議案第 1 4 号は原案のとおり決定しました。工藤委員を入室させてください。(工藤委員入室)
議 長	次に日程第 4、議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号 1 0 番から 1 2 番を一括審議に付します。それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程第 4 議案第 1 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。 受付番号 1 0 番は兄から弟への贈与で申請されたものであります。受付番号 1 1 番であります。譲渡人及び譲受人とも同じ地区に住んでいて畑もお互い隣にあるということで農作業の利便性を考慮して交換移転で申請されたものであります。受付番号 1 2 番は、売買による所有権移転で申請されたもので営農計画書の農地取得後における生産計画、販売計画などからすると耕作放棄地の解消にもつながると考えます。受付番号 1 0 番～1 2 番までの、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりであります。P7 から P15 に許可申請書の写しと申請地の位置図、P16 から P17 に農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。 今回、申請された 3 件について現地調査及び聴き取り調査した結果、全部効率利用や下限面積地域調和等別紙農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため

	許可要件を満たしていると考えます。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の3番 工藤委員から報告を求めます。
工藤委員	<p>議案第15号の、現地調査の結果を報告します。受付番号10番の農地は、3筆ありますが、いずれも農地で畑として耕作されているところであります。兄から弟への贈与と言うことであり、現地の状況等から、問題ないと考えます。</p> <p>また、受付番号11番については、交換移転であるが、五戸町に所在する農地2ヶ所と、新郷村に所在する1ヶ所をそれぞれ交換ということですので。面積的には違いがないということですので。周辺農地への支障は無いと考えます。</p> <p>受付番号12番については、5筆ありますが、現在は耕作されていない状況です。買い受け後は畑としての耕作を予定しており、周辺農地には支障は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>議案第15号の受付番号10番から12番は、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第15号は原案のとおり決定しました。
議 長	<p>次に日程第5、議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく、農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号1番について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、別紙のとおり許可申請書の提出があったので意見を求める。</p> <p>受付番号1番について、農地の所在、面積、申請人の住所氏名、転用の目的及び理由については、議案書記載のとおりであります。詳細については申請書の写しと転用計画書、始末書、案内図、土地利用計画図を添付しておりますので参考にしてください。今回は村外にいる長男が近い将来、農業を受け継ぐということで親の住宅が建っている敷地内の畑を転用して住宅を建築するための申請です。またその敷地内には農作業用倉庫がすでに建てられており転用許可を受けていなかったために今回、始末書も添付しております。転用目的及び計画面積の妥当性については、目的、面積とも問題はないと考えます。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、資金力及び信用、周辺農地に係る営農条件への支障の有無等についても、転用計画書及び担当委員による現地調査等から問題ないと考えられます。</p>

議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の2番 村下委員から報告を求めます。
村下委員	議案第16号の、現地調査の結果を報告します。 申請地は、農機具倉庫として違反転用となっている場所で、農業委員会の指導により転用許可申請書を提出されたもので、計画面積の妥当性や、事業の確実性、周辺農地への支障の有無等については、現地の状況から見ても問題ないと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第16号の受付番号1番は、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第16号は原案のとおり決定しました。
議 長	次に、日程第6 議案第17号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	議案第17号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について申請がされたものであります。農地・非農地の判断対象地についての詳細は議案書記載のとおりです。上柵棚から羽井内に行く山際の村道で道路を通す時に用地買収により道路が上と下に分断された所です。今回の申請地は分断された後の残りの117㎡で地目は畑ということですが現在は耕作できる状況ではないということで非農地の判断の申請がありました。
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の3番工藤委員から報告を求めます
工藤委員	議案第17号の、現地調査の結果を報告します。申請地は、登記簿上は畑になっているが、現状はハンノキ、雑草が生い茂っていて、農地として耕作できない状況のため、また、数年前の道路用地の残地としての所でもあり、非農地として差し支えないものと思います。以上、現地調査の結果報告とします。
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第17号は、原案のとおり非農地にすることにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第17号は原案のとおり決定しました。
議 長	次に、日程第7 議案第18号 新郷村農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	議案第18号 新郷村農業委員会事務局職員の任免について 平成24年度新郷村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、下記職員の任免について農業委員会の承認を求める。任用 事務局長 熊谷 誠悦、解任 事務局長 横田 堅悦
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第18号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成24年 第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

議 長

署名者

署名者